

参 考 资 料

目 次

1 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	1
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	3
第2表 民間における初任給の改定状況	3
第3表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	4
第4表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	5

2 県職員給与と民間給与との比較

第5表 県職員の給与と民間給与との比較	19
（参考1）民間給与との比較を行う県職員（行政職）の平均給与月額	
（参考2）給与比較における対応関係	

3 人事院報告の要旨

報告の骨子	20
-------	----

1 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、③及び④に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

(3) 調査機関

香川県人事委員会、人事院及び他の人事委員会

(4) 調査の範囲等

ア 調査の範囲

- ① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 437事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

- ② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

イ 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出

(4)のア①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から151事業所を無作為に抽出し調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 集計

① 調査実人員

5,267人：初任給関係273人(行政職に相当する調査実人員273人)、初任給関係以外の調査職種4,994人(行政職に相当する調査実人員4,802人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、17,196人であり、行政職に相当するものは16,608人である。)

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	事業所
産業計		132	58	43	31
農業、林業、漁業		0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		13	6	3	4
製造業		64	24	21	19
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		18	12	3	3
卸売業、小売業		11	2	7	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		6	5	1	—
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		20	9	8	3

- (注) 1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所等が19事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第2表 民間における初任給の改定状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		24.8	(31.6)	(68.4)	(0.0)	75.2
	500人以上		31.9	(44.9)	(55.1)	(0.0)	68.1
	100人以上 500人未満		27.2	(20.7)	(79.3)	(0.0)	72.8
	50人以上 100人未満		6.9	(0.0)	(100.0)	(0.0)	93.1
高校卒	規模計		24.7	(35.3)	(64.7)	(0.0)	75.3
	500人以上		23.5	(48.6)	(51.4)	(0.0)	76.5
	100人以上 500人未満		26.1	(26.9)	(73.1)	(0.0)	73.9
	50人以上 100人未満		24.1	(28.6)	(71.4)	(0.0)	75.9

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()書は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第3表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	円 —	円 —	円 —	円 —
		大学卒	194,285	200,315	190,761	※ 180,000
		短大卒	※ 173,371	※ 178,000	※ 170,758	—
	新卒技術者	高校卒	164,725	※ 164,957	※ 162,833	※ 167,000
		大学院修士課程修了	228,429	※ 232,378	※ 213,873	—
		大学卒	200,010	207,532	193,425	—
	新卒事務員・技術者計	短大卒	182,142	188,161	※ 185,825	X
		高校卒	165,609	168,675	162,232	166,003
		大学院修士課程修了	228,429	※ 232,378	※ 213,873	—
		大学卒	196,201	202,755	191,743	※ 180,000
	その他	短大卒	180,945	186,317	177,421	X
		高校卒	165,352	167,800	162,419	166,336
新卒大学助教		大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭		大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
新卒研究補助員	高校卒	—	—	—	—	

- (注) 1 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 2 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。
 3 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第4表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 常勤の従業員(再雇用者を除く)

(1) 企業規模計

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	支 店 長	11	54.3	800,760	452	800,308	・ 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	7	54.2	846,475	668	845,807	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	57.4	800,478	81	800,397	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術	工 場 長	9	56.3	653,196	0	653,196	・ 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	55.6	744,834	0	744,834	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	56.5	476,890	0	476,890	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	126	53.4	653,193	4,240	648,953	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長(取締役兼任者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	92	53.8	677,948	5,344	672,604	
	短 大 卒	5	48.0	808,778	470	808,308	
	高 校 卒	27	53.5	582,590	1,996	580,594	
	中 学 卒	2	47.5	302,500	0	302,500	
職 種	技 術 部 長	93	53.7	614,666	6,301	608,365	同 上
	大 学 卒	63	53.6	648,980	7,668	641,312	
	短 大 卒	10	52.5	570,009	73	569,936	
	高 校 卒	20	54.6	544,288	5,455	538,833	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下第4表の各表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	事務部次長	72	52.2	559,861	11,789	548,072	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	58	52.1	572,581	14,134	558,447	
	短大卒	2	49.0	551,053	17,893	533,160	
	高校卒	12	53.4	503,248	0	503,248	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	30	53.8	589,854	1,662	588,192	同 上
	大学卒	17	52.7	677,505	481	677,024	
	短大卒	5	53.2	538,026	1,565	536,461	
	高校卒	8	55.9	476,379	3,657	472,722	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事務課長	314	50.4	557,632	4,974	552,658	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	236	49.6	577,782	5,001	572,781	
	短大卒	14	51.7	477,603	23,490	454,113	
	高校卒	61	52.9	509,410	822	508,588	
	中学卒	3	50.6	399,256	780	398,476	
技 術 関	技術課長	231	49.3	557,280	4,854	552,426	同 上
	大学卒	158	48.1	572,256	6,318	565,938	
	短大卒	22	49.5	558,955	5,309	553,646	
	高校卒	51	52.7	513,269	443	512,826	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 職	事務課長代理	98	46.6	459,953	60,458	399,495	・上記課長に事故等のある ときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	63	43.8	469,836	83,160	386,676	
	短大卒	9	48.3	417,372	29,106	388,266	
	高校卒	25	52.5	457,014	23,495	433,519	
	中学卒	*	*	*	*	*	
種	技術課長代理	89	44.6	507,430	53,207	454,223	同 上
	大学卒	61	43.6	524,450	47,388	477,062	
	短大卒	11	45.7	444,027	58,016	386,011	
	高校卒	17	47.2	483,356	71,536	411,820	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務 係 長	399	46.3	448,282	59,307	388,975	・ 係の長及び係長級専門職	
	大学卒	225	44.3	447,605	52,433		395,172
	短大卒	32	46.5	339,405	45,825		293,580
	高校卒	142	49.6	474,777	73,742		401,035
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 係 長	350	45.6	476,788	94,745	382,043	同 上	
	大学卒	155	43.8	500,794	103,378		397,416
	短大卒	47	44.1	481,198	110,216		370,982
	高校卒	146	47.8	451,515	81,897		369,618
	中学卒	2	50.7	393,373	34,928		358,445
事 務 主 任	377	43.3	322,332	34,431	287,901	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）	
	大学卒	199	40.7	331,163	40,158		291,005
	短大卒	87	44.4	294,944	27,786		267,158
	高校卒	91	47.6	330,928	29,112		301,816
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 主 任	351	40.6	398,355	79,389	318,966	同 上	
	大学卒	137	39.5	397,088	79,071		318,017
	短大卒	68	43.0	368,442	63,760		304,682
	高校卒	143	40.5	410,404	84,974		325,430
	中学卒	3	48.0	395,156	98,216		296,940
事 務 係 員	1,254	37.2	284,423	35,051	249,372		
	大学卒	651	34.5	296,987	40,423		256,564
	短大卒	203	42.3	259,762	21,062		238,700
	高校卒	384	39.3	275,437	31,856		243,581
	中学卒	16	30.3	296,704	67,294		229,410
技 術 係 員	998	37.1	352,961	63,512	289,449		
	大学卒	382	34.4	353,796	70,254		283,542
	短大卒	213	36.0	310,551	46,138		264,413
	高校卒	403	39.1	365,725	64,976		300,749
	中学卒	—	—	—	—		—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	
	守 衛	10	50.9	423,994	106,055	317,939	
	用 務 員	9	49.2	312,695	82,706	229,989	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—	
	大 学 学 部 長	2	61.5	609,867	0	609,867	
	大 学 教 授	31	58.6	624,235	75,065	549,170	
	大 学 准 教 授	20	48.5	526,246	67,471	458,775	
	大 学 講 師	11	44.6	526,260	109,055	417,205	
	大 学 助 教	6	42.5	393,542	6,667	386,875	
職 種	高等学校校長	—	—	—	—	—	
	高等学校教頭	—	—	—	—	—	
	高等学校教諭	—	—	—	—	—	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) } { 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 ・構成員3人以上の室(係) の長 } { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。) }
	研究部(課)長	12	49.1	605,445	16,183	589,262	
	研究室(係)長	20	49.0	482,187	708	481,479	
	主任研究員	43	40.0	444,698	65,276	379,422	
	研 究 員	26	29.0	310,943	52,411	258,532	
	研究補助員	—	—	—	—	—	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
- 4 上記は、以下第4表の各表において同じである。

(2) 企業規模500人以上

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	11	54.3	800,760	452	800,308	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	7	54.2	846,475	668	845,807	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	57.4	800,478	81	800,397	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
技 術	工 場 長	9	56.3	653,196	0	653,196	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	55.6	744,834	0	744,834	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	56.5	476,890	0	476,890	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	83	55.1	770,128	659	769,469	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	68	55.4	792,276	774	791,502	
	短 大 卒	3	49.6	623,214	823	622,391	
	高 校 卒	12	55.3	690,421	0	690,421	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	60	54.0	691,317	386	690,931	同 上
	大 学 卒	46	53.9	709,006	157	708,849	
	短 大 卒	7	53.4	604,729	119	604,610	
	高 校 卒	7	55.2	666,305	1,927	664,378	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
					円	円	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）	
	52	53.6	624,784	1,412	623,372		
	大 学 卒	44	53.1	635,417	1,659		633,758
	短 大 卒	*	*	*	*		*
	高 校 卒	7	56.6	557,248	0		557,248
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	
技 術 部 次 長	25	53.3	637,022	1,418	635,604	同 上	
	大 学 卒	17	52.7	677,505	481		677,024
	短 大 卒	4	53.3	584,065	1,973		582,092
	高 校 卒	4	55.5	542,759	4,303		538,456
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 課 長	254	50.2	601,675	5,538	596,137	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
	大 学 卒	203	49.5	609,942	5,230		604,712
	短 大 卒	9	51.9	541,177	36,444		504,733
	高 校 卒	42	53.5	572,888	176		572,712
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長	184	50.2	604,175	4,842	599,333	同 上	
	大 学 卒	127	49.4	624,033	5,881		618,152
	短 大 卒	21	49.7	569,221	5,670		563,551
	高 校 卒	36	53.0	554,288	713		553,575
	中 学 卒	—	—	—	—		—
事 務 課 長 代 理	83	46.2	483,599	75,997	407,602	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	56	43.5	488,123	97,792		390,331
	短 大 卒	5	46.2	488,640	65,074		423,566
	高 校 卒	22	52.5	472,120	28,023		444,097
	中 学 卒	—	—	—	—		—
技 術 課 長 代 理	79	44.4	524,143	53,729	470,414	同 上	
	大 学 卒	57	43.4	536,395	51,189		485,206
	短 大 卒	10	46.0	452,044	51,388		400,656
	高 校 卒	12	48.2	519,701	67,546		452,155
	中 学 卒	—	—	—	—		—

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	267	46.8	514,006	74,859	439,147	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	150	44.4	510,646	67,565	443,081	
	短 大 卒	10	47.4	406,968	52,269	354,699	
	高 校 卒	107	50.2	528,496	87,672	440,824	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	275	46.3	516,117	108,811	407,306	同 上
	大 学 卒	114	44.6	565,183	128,426	436,757	
	短 大 卒	41	44.7	498,090	113,209	384,881	
	高 校 卒	118	48.3	478,953	90,580	388,373	
	中 学 卒	2	50.7	393,373	34,928	358,445	
事 務 主 任	事 務 主 任	244	42.7	342,239	38,221	304,018	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	145	40.6	344,104	42,118	301,986	
	短 大 卒	43	44.4	329,042	36,967	292,075	
	高 校 卒	56	46.7	347,912	29,096	318,816	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 主 任	技 術 主 任	277	40.5	415,016	86,893	328,123	同 上
	大 学 卒	94	39.7	429,806	94,970	334,836	
	短 大 卒	53	42.4	381,827	70,562	311,265	
	高 校 卒	127	40.2	418,075	87,446	330,629	
	中 学 卒	3	48.0	395,156	98,216	296,940	
事 務 係 員	事 務 係 員	693	36.2	313,004	47,465	265,539	
	大 学 卒	366	32.6	325,225	55,040	270,185	
	短 大 卒	106	43.7	281,980	22,238	259,742	
	高 校 卒	205	39.3	307,521	44,472	263,049	
	中 学 卒	16	30.3	296,704	67,294	229,410	
技 術 係 員	技 術 係 員	724	37.5	375,148	70,983	304,165	
	大 学 卒	274	34.5	377,217	81,020	296,197	
	短 大 卒	145	35.6	327,517	49,148	278,369	
	高 校 卒	305	39.5	386,596	71,594	315,002	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(3) 企業規模100人以上500人未満

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	30	52.2	505,271	6,202	499,069	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	18	51.9	484,238	10,460	473,778	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	11	52.9	538,201	0	538,201	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	技 術 部 長	23	53.3	511,013	30	510,983	同 上
	大 学 卒	11	52.6	537,342	65	537,277	
	短 大 卒	3	51.2	514,769	0	514,769	
	高 校 卒	9	54.8	479,087	0	479,087	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事務部次長	15	49.7	444,144	37,528	406,616	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	11	49.1	441,706	49,070	392,636	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	3	53.2	429,100	0	429,100	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術部次長	2	62.5	422,460	0	422,460	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	62.5	422,460	0	422,460	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課	事務課長	53	51.1	420,287	1,035	419,252	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	大学卒	29	50.0	431,082	1,842	429,240	
	短大卒	4	52.0	379,378	0	379,378	
	高校卒	17	52.7	415,230	0	415,230	
	中学卒	3	50.6	399,256	780	398,476	
技 術 課	技術課長	39	47.3	429,480	4,993	424,487	同 上
	大学卒	24	44.0	416,497	8,304	408,193	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	14	52.8	451,814	0	451,814	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長 代 理	事務課長代理	15	48.2	373,742	3,802	369,940	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	7	45.8	376,084	8,148	367,936	
	短大卒	4	50.0	359,700	0	359,700	
	高校卒	3	52.5	378,633	0	378,633	
	中学卒	*	*	*	*	*	
技 術 課 長 代 理	技術課長代理	6	46.8	371,632	19,707	351,925	同 上
	大学卒	4	47.0	384,520	2,870	381,650	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	102	45.4	341,697	34,088	307,609	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	62	44.1	341,670	28,202	313,468	
	短 大 卒	13	45.3	310,828	36,822	274,006	
	高 校 卒	27	48.1	355,595	45,274	310,321	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	61	43.8	358,913	50,392	308,521	同 上
	大 学 卒	35	42.3	360,352	47,123	313,229	
	短 大 卒	4	42.5	406,964	117,307	289,657	
	高 校 卒	22	46.3	348,454	44,293	304,161	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 主 任	事 務 主 任	96	45.2	295,909	33,456	262,453	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長一係員間）
	大 学 卒	41	41.9	301,499	39,658	261,841	
	短 大 卒	28	45.0	268,547	23,148	245,399	
	高 校 卒	27	50.1	315,457	34,986	280,471	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 主 任	技 術 主 任	51	40.1	334,714	52,334	282,380	同 上
	大 学 卒	31	38.4	331,441	49,557	281,884	
	短 大 卒	7	41.8	333,234	47,678	285,556	
	高 校 卒	13	43.4	343,557	61,613	281,944	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係 員	事 務 係 員	428	38.1	253,881	22,753	231,128	
	大 学 卒	224	36.6	263,874	25,125	238,749	
	短 大 卒	77	40.6	243,248	20,899	222,349	
	高 校 卒	127	39.3	242,699	19,681	223,018	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係 員	技 術 係 員	197	35.2	265,946	34,778	231,168	
	大 学 卒	83	33.6	288,941	39,275	249,666	
	短 大 卒	43	37.5	278,453	44,303	234,150	
	高 校 卒	71	35.7	233,753	24,637	209,116	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(4) 企業規模50人以上100人未満

〔事務・技術関係職種〕

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
事 務	支 店 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者を 除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	工 場 長	—	—	円	円	円	・ 構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事 務 部 長	13	48.7	520,165	16,300	503,865	・ 2課以上又は構成員20人 以上の部の長(取締役兼任 者を除く。) ・ 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役 兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	48.0	435,630	25,524	410,106	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	51.5	485,841	14,691	471,150	
	中 学 卒	2	47.5	302,500	0	302,500	
職 種	技 術 部 長	10	53.4	510,513	56,309	454,204	同 上
	大 学 卒	6	53.5	502,983	75,351	427,632	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	4	53.3	521,807	27,745	494,062	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)	
事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	・前記部長に事故等のある ときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	5	50.3	462,133	0	462,133	
	3	53.8	437,156	0	437,156	
	—	—	—	—	—	
	2	45.0	499,600	0	499,600	
技 術 部 次 長	—	—	—	—	—	同 上
	3	49.5	403,666	4,803	398,863	
	—	—	—	—	—	
	*	*	*	*	*	
	2	48.0	424,749	7,205	417,544	
事 務 課 長	—	—	—	—	—	・2係以上又は構成員10人 以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の長 及び課長級専門職
	7	48.9	354,228	22,979	331,249	
	4	51.0	337,729	22,128	315,601	
	*	*	*	*	*	
	2	45.0	355,204	22,034	333,170	
技 術 課 長	—	—	—	—	—	同 上
	8	43.8	389,621	4,216	385,405	
	7	43.8	397,396	4,818	392,578	
	—	—	—	—	—	
	*	*	*	*	*	
事 務 課 長 代 理	—	—	—	—	—	・上記課長に事故等のあると きの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等 の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上 を有する者 ・職能資格等が上記課長代理 と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
技 術 課 長 代 理	—	—	—	—	—	同 上
	4	43.5	424,635	107,376	317,259	
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
	4	43.5	424,635	107,376	317,259	

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)－(B)		
							円
事 務	事 務 係 長	30	46.2	323,350	29,730	293,620	・ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	13	43.4	326,723	16,386	310,337	
	短 大 卒	9	47.6	321,919	55,494	266,425	
	高 校 卒	8	49.0	319,477	22,427	297,050	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技 術 係 長	14	40.9	325,463	53,883	271,580	同 上
	大 学 卒	6	40.8	305,761	40,760	265,001	
	短 大 卒	2	34.5	297,800	25,372	272,428	
	高 校 卒	6	43.0	354,387	76,510	277,877	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事 務 主 任	37	40.7	292,262	15,322	276,940	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	13	37.7	318,594	22,681	295,913	
	短 大 卒	16	42.9	269,743	15,476	254,267	
	高 校 卒	8	41.4	294,509	3,058	291,451	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 職	技 術 主 任	23	43.8	309,265	34,547	274,718	同 上
	大 学 卒	12	40.8	325,004	35,752	289,252	
	短 大 卒	8	49.0	299,140	26,549	272,591	
	高 校 卒	3	42.2	273,312	51,060	222,252	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事 務 係 員	133	38.9	244,291	13,374	230,917	
	大 学 卒	61	37.0	265,689	14,991	250,698	
	短 大 卒	20	43.0	222,394	15,287	207,107	
	高 校 卒	52	39.7	227,611	10,740	216,871	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技 術 係 員	77	37.5	251,601	27,300	224,301	
	大 学 卒	25	35.5	265,900	35,340	230,560	
	短 大 卒	25	36.0	238,371	24,406	213,965	
	高 校 卒	27	40.7	250,611	22,535	228,076	
中 学 卒	—	—	—	—	—		

2 県職員給与と民間給与との比較

第5表 県職員の給与と民間給与との比較

区 分	民間給与	県職員給与	較差(A)-(B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
	行政職相当職 (A)	行政職 (B)	
平均給与月額	362,673 円	362,871 円	△198 円 (△0.05%)

(注) 1 「行政職相当職」とは民間事業所における行政職給料表適用者に相当する事務・技術関係職種
の該当者を、「行政職」とは行政職給料表適用者をいう。(参考1において同じ。)

2 県職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒者の給与は含まれていない。

(参考1) 民間給与との比較を行う県職員(行政職)の平均給与月額

平均給与月額	給 料	地域手当	給料の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
362,871 円	329,728 円	11,508 円	7,334 円	8,931 円	4,865 円	505 円

(注) 県職員の平均年齢は43.7歳で、平均経験年数は21.2年である。

(参考2) 給与比較における対応関係

県職員 (行政職)	対 応 民 間 職 種		
	企 業 規 模 500人以上	企 業 規 模 100人以上500人未満	企 業 規 模 50人以上100人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 部 次 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
8 級	課 長		
7 級		課 長	支 店 長 工 場 長 部 次 長
6 級	課 長 代 理	課 長	部 次 長
5 級			課 長
4 級	係 長	課 長 代 理	課 長 代 理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、
係長に含めている。

3 人事院報告の要旨

人事院は、去る10月28日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与について報告を行った。

報告の骨子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（ $\Delta 0.04\%$ ）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 $\Delta 164$ 円 $\Delta 0.04\%$

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映